



しあわせ倍増 プラン2017

高品質経営市役所への転換を図り、
市民一人ひとりがしあわせを実感できる都市へ

「市民一人ひとりがしあわせを実感できる都市」の実現に向けて



市民一人ひとりがしあわせを実感できる都市を実現したい。平成21年5月の市長就任以来、この思いを胸に市政に当たってまいりました。

そして、市長の2期目においては、これからの100年を見据えた活力あるまちづくりを進める観点から、市民一人ひとりがしあわせを実感できるしあわせ実感都市、市民や企業から選ばれる都市を目指して、東日本の中枢都市構想の推進など5つの都市像を基本としたまちづくりに取り組んでまいりました。

おかげをもちまして、平成28年度の日本総合研究所の指定都市幸福度ランキングでは、1位の評価をいただきました。

しかしながら、今後、急速な少子高齢化に伴う高齢世帯の増加や核家族化、コミュニティ力の低下、公共施設の老朽化などが進み、社会保障関連経費等の増大が見込まれるなど、本市を取り巻く環境は厳しさを増しています。

私は、このような課題を克服し、東日本の中枢都市として、成長・発展していくためには、これからの5年、10年が最も重要な時期と考えており、3期目の市長選挙において公約した「しあわせ倍増計画3」に基づき、「市民一人ひとりがしあわせを実感できる都市」を実現するための「しあわせ倍増プラン2017」に取り組んでまいります。

「しあわせ倍増プラン2017」では、子どもや高齢者、障害者に関する事業など、市民のしあわせ倍増にかかる「しあわせ倍増事業」と、行財政改革の取組として、市民、また職員にとっても高品質な市役所への転換をさらに進めるための「高品質経営プログラム」を推進し、さいたま市全体のしあわせを倍増させてまいります。

これまでと同様に、市民、事業者、行政の3者が自らの責任を果たし、ともに考え、ともに行動する「責任と共感・共汗」、市民の声、現場の声を大切にする「徹底した現場主義」、地域に偏らない、しがらみのない「公平・公正・開かれた市政」という3つの基本姿勢を堅持しながら、スピード感を持って着実に実施し、市民一人ひとりがしあわせを実感できる“絆”で結ばれたさいたま市、誰もが住んでいることを誇りに思えるさいたま市を目指し、市民の皆様とともに、さらに前へ全力で取り組んでまいります。

平成29年12月

さいたま市長 清水 勇人

目 次

第1編 　しあわせ倍増プラン2017 の策定に当たって

1

第1章 目的と期間	1
第1節 目的	1
第2節 位置付け	2
第3節 計画期間	2
第2章 構成	2
第3章 本プランの推進に当たって	4
第1節 しあわせ倍増事業の推進に当たって	4
第2節 高品質経営市役所への転換に当たって	4
第4章 進行管理	6
第1節 各年度の進行管理（内部評価）	6
第2節 外部評価	6

第2編 　しあわせ倍増事業

第1章 子どものしあわせ倍増	9
1-1 奨学金返済支援制度の創設	11

1-2	通級指導教室の拡充	12
1-3	特別支援学級の全校設置	13
1-4	学校のリフレッシュ計画の推進	14
1-5	学校トイレの洋式化等の推進	15
1-6	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業	16
1-7	若者自立支援ルームの拡充	17
1-8	さいたま市学習状況調査等の活用	18
1-9	アクティブ・ラーニングの推進	19
1-10	未来(みら)くる先生を活用したキャリア教育の推進	20
1-11	学校・家庭・地域が連携した食育の推進	21

第2章 家族のしあわせ倍増 23

2-1	保育需要の受け皿の確保	25
2-2	保育人材確保対策の更なる強化	26
2-3	「子育て支援型幼稚園」認定制度の創設・普及	27
2-4	不妊治療支援の充実	28
2-5	妊娠・出産包括支援センターによる支援	29
2-6	産後のケアの充実	30
2-7	余裕教室等を活用した放課後児童クラブの増設	31
2-8	チャレンジスクールの充実	32
2-9	子ども家庭総合センターの整備・運営	33
2-10	多世代交流会食の支援強化	34
2-11	スクールソーシャルワーカーの拡充	35
2-12	パパサンデーなど父親の子育て参加の推進	36
2-13	祖父母の子育て参加の推進	37

第3章 高齢者のしあわせ倍増 39

3-1	(仮称)セカンドライフ支援センターの開設	41
3-2	シルバーポイント(いきいきボランティアポイント)事業	42
3-3	シルバーポイント(長寿応援ポイント)事業	43
3-4	アクティブチケット交付事業	44
3-5	宝来グラウンド・ゴルフ場の利用促進	45
3-6	東楽園の再整備	46
3-7	認知症サポーターの拡充と認知症高齢者等の支援	47

第4章	障害者のしあわせ倍増	49
4-1	グループホームの拡充	51
4-2	「さいたまステップアップオフィス」の拡充	52
4-3	障害者の働く場づくりの推進	53
4-4	障害者就労施設等からの物品等の優先調達	54
4-5	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	55
4-6	総合療育センターの機能の拡充	56
4-7	東京2020大会に向けたバリアフリー化等の推進	57
第5章	医療・福祉（健幸倍増）	59
5-1	市立病院の建替と救命救急センターの新設	61
5-2	JCHOさいたま北部医療センターの移転建替	62
5-3	小児・周産期医療の充実	63
5-4	歯科口腔保健の推進	64
5-5	健康マイレージの拡大	65
5-6	データヘルス計画に基づく施策の推進	66
5-7	官民一体となった健幸都市づくり	67
5-8	高齢者の社会参加による地域包括ケアシステムの基盤構築	68
5-9	24時間訪問介護サービスの推進	69
5-10	要介護状態の改善等に対する取組の促進	70
第6章	文化・芸術による豊かさ倍増	71
6-1	（仮称）岩槻人形博物館の整備等による人形文化の振興	73
6-2	文化芸術の創造拠点の設置	74
6-3	基金を活用した市民文化活動の支援の強化	75
6-4	市民参加型の特色のある国際芸術祭の開催	76
6-5	未来に向けた盆栽文化の継続・発展	77
第7章	市民・子どもの安心安全倍増	79
7-1	自転車のまちづくり「さいたまは一と」の推進	81
7-2	自転車通行環境の整備	82
7-3	自転車免許制度の全面实施	83
7-4	高齢者の交通安全教室の拡充	84
7-5	ゾーン30の整備推進	85
7-6	防災機能を持った地域拠点の整備支援	86
7-7	元消防職員による消防協力体制整備	87

7-8	防災アドバイザーの活用による地域防災力の強化	88
7-9	要配慮者が避難しやすい避難所の強化	89
7-10	「学校安全ネットワーク」の推進	90
7-11	WHOのセーフスクールの取組、成果の普及	91
7-12	セーフコミュニティの推進(認証取得)	92
7-13	客引き行為等防止に向けた取組	93
7-14	市北部地域の治安確保の取組	94
7-15	犯罪被害者支援に向けた取組	95
第8章 自然・環境倍増		97
8-1	「四季の花に触れ合える街」づくりの推進	99
8-2	ホタル舞う水辺再生・サポート活動の推進	100
8-3	高沼用水路の整備	101
8-4	見沼田圃基本計画の推進と新たな活用	102
第9章 暮らしやすさと絆の倍増		103
9-1	暮らしの道路・スマイルロード整備事業	105
9-2	身近な公園整備事業	106
9-3	自治会加入促進	107
9-4	駅前公衆トイレのリフレッシュ計画の策定と推進	108
9-5	公園トイレのリフレッシュ計画の策定と推進	109
9-6	きれいなトイレ・バリアフリートイレの登録制度創設	110
9-7	人権が尊重される社会の推進	111
9-8	コミュニティバス等利用しやすい公共交通の推進	112
第10章 中小企業対策の強化と雇用倍増		113
10-1	中小企業の事業承継や継続などへの支援	115
10-2	中小企業等の人材確保支援	116
10-3	女性と若者の創業支援体制の強化	117
10-4	ソーシャルビジネスの推進	118
10-5	障害者の就労機会の創出	119
10-6	ニートの就労機会の創出	120
10-7	がん患者の就労機会の支援	121
10-8	CSR チャレンジ企業認証制度	122
10-9	リーディングエッジ企業認証支援事業	123
10-10	大型イベント等と連動した商店街支援事業	124

第3編 高品質経営プログラム 125

第1章 見える改革 127

- ① 市民と行政の絆による市政運営 129
 - 1-①-1 新たな情報発信媒体を活用した効果的な広報の推進 129
 - 1-①-2 出前講座の推進 129
 - 1-①-3 政策策定に資する広聴機能の充実 130
 - 1-①-4 マッチングファンド制度など市民協働、市民参画の拡充 130
- ② 市民満足度を高めるための取組 131
 - 1-②-1 CS90運動の全市的推進 131
 - 1-②-2 さいたまシティスタットの確立 131
 - 1-②-3 区役所窓口総合サービスの向上 132
- ③ PPPの推進による市政運営 133
 - 1-③-1 提案型公共サービス公民連携制度の推進 133
 - 1-③-2 対話型市場調査の導入 133
 - 1-③-3 企業との連携・協定による公共的サービスの充実 134
 - 1-③-4 PPP手法によるサーマルエネルギーセンターの整備 134
 - 1-③-5 民間事業活用による公衆街路灯一斉LED化 134
 - 1-③-6 下水処理センターにおける更なる民間力活用の推進 135
 - 1-③-7 保育園用務業務等の委託化 135
 - 1-③-8 小学校給食調理業務の委託化 135
 - 1-③-9 学校用務業務の委託化 136
 - 1-③-10 一般廃棄物収集運搬業務の委託化 136
 - 1-③-11 大学連携の推進 136

第2章 生む改革 137

- ① 健全な財政運営の維持に向けた歳出改革 139
 - 2-①-1 事務事業の見直し及び平準化による健全財政の維持 139
 - 2-①-2 補助事業等の見直し 140
 - 2-①-3 情報システムの最適化の推進 140
 - 2-①-4 公共施設マネジメントの推進 141
 - 2-①-5 福祉施設の民間譲渡 141
 - 2-①-6 市民保養施設のあり方の検討・決定 142
- ② 公平公正な市政運営と積極的な自主財源の確保 143
 - 2-②-1 市税の収納率の向上 143
 - 2-②-2 介護保険料の収納率の向上 143
 - 2-②-3 保育料の収納率の向上 144
 - 2-②-4 公金の納付機会の拡大 144

2-②-5	広告掲載による財源の確保	144
2-②-6	ふるさと応援寄付の充実と地方創生応援税制の検討・導入	145
2-②-7	未利用市有地の有効活用	145
③	公営企業等の健全運営	146
2-③-1	水道事業の健全経営	146
2-③-2	下水道事業の健全経営	146
2-③-3	市立病院の健全経営	147
2-③-4	国民健康保険事業の健全化	147
2-③-5	外郭団体の健全経営	148

第3章 人の改革 149

①	ワークスタイル・業務改革	151
3-①-1	働き方見直しに資する取組の検討・調整・具体化	151
3-①-2	早出遅出勤務制度の導入	151
3-①-3	庶務事務のシステム化の推進	151
3-①-4	業務の集約化・委託化等の推進	152
3-①-5	(仮称)市税事務所の開設による業務の効率化及び市税収入の増	152
3-①-6	文書事務の電子化	152
②	意識改革・人材育成	153
3-②-1	働き方見直しミーティングの推進	153
3-②-2	一職員一改善提案制度の推進	153
3-②-3	管理職への女性登用	154
3-②-4	人材育成の強化と育成システムの充実	154

参考

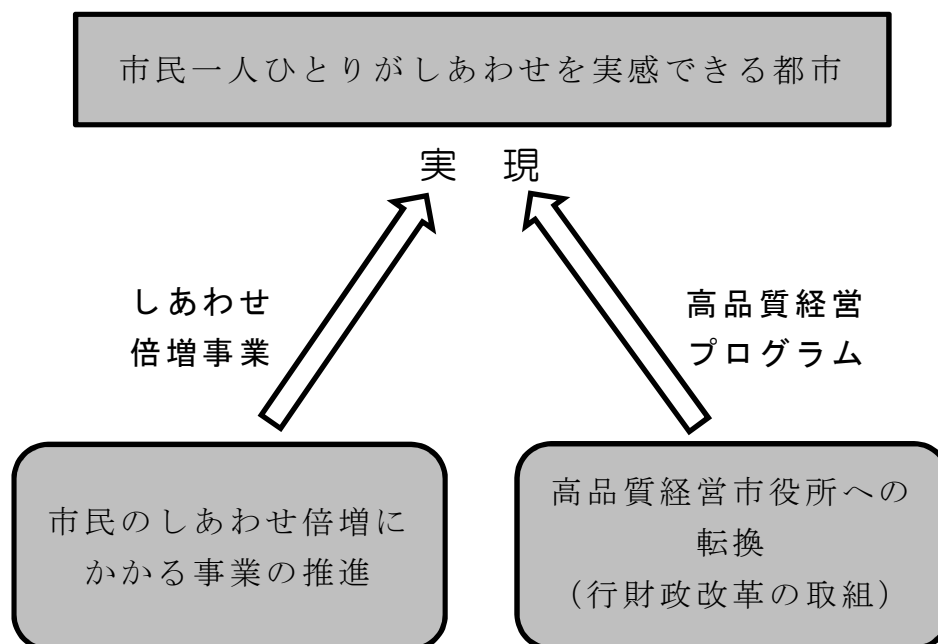
第1編

しあわせ倍増プラン2017 の策定に当たって

第1章 目的と期間

第1節 目的

しあわせ倍増プラン2017（以下、「本プラン」という。）は、平成29年5月の市長選挙において、市長が公約した「しあわせ倍増計画3」に基づき、市民のしあわせ倍増にかかる事業の推進と併せて、行財政改革の取組による高品質経営市役所への転換を更に進め、市民一人ひとりがしあわせを実感できる都市を実現するために策定するものです。



第2節 位置付け

さいたま市では、市政運営の最も基本となる計画「さいたま市総合振興計画」を策定しています。

総合振興計画は、長期的な展望に基づいて、都市づくりの将来目標を示すとともに、市政を総合的、計画的に運営するために、各行政分野における計画や事業の指針を明らかにするものです。そして、本市の将来都市像や行政施策の大綱を掲げる「基本構想」、基本構想に基づき各行政分野の施策を総合的、体系的に示す「基本計画」、基本計画に定められた施策を展開するため、具体的な事業を定める「実施計画」の3層から構成されています。

本プランは、「実施計画」で定める事業等のうち、平成32年度までに本市が重点的に取り組む、市民一人ひとりがしあわせを実感できる都市を実現するための事業等をまとめたものです。

第3節 計画期間

本プランの計画期間は、平成29年度から平成32年度までの4年間とします。

第2章 構成

本プランでは、市民一人ひとりがしあわせを実感できる都市を実現するための事業等として、市民のしあわせ倍増にかかる「しあわせ倍増事業」及び高品質経営市役所への転換にかかる「高品質経営プログラム」を掲げており、次のとおり3編で構成します。

第1編 しあわせ倍増プラン2017の策定に当たって

本プランの策定に当たり、その目的及び期間、構成、進行管理の考え方等について示しています。

第2編 しあわせ倍増事業

市民のしあわせ倍増にかかる「しあわせ倍増事業」として、10の倍増項目ごとに、事業効果を市民がより直接的に自身のしあわせとして実感しやすい、90の事業を掲げています。

各事業については、概要（目的・目標等）を記した上で、現状と背景、各年度の取組内容と目標、市民満足度を更に高める取組を記載しています。

【しあわせ倍増事業数】

	倍増項目	事業数
1	子どものしあわせ倍増	11
2	家族のしあわせ倍増	13
3	高齢者のしあわせ倍増	7
4	障害者のしあわせ倍増	7
5	医療・福祉（健幸倍増）	10
6	文化・芸術による豊かさ倍増	5
7	市民・子どもの安心安全倍増	15
8	自然・環境倍増	4
9	暮らしやすさと絆の倍増	8
10	中小企業対策の強化と雇用倍増	10
	合計	90

第3編 高品質経営プログラム

高品質経営市役所への転換にかかる「高品質経営プログラム」として、「見える改革」、「生む改革」及び「人の改革」の3つの柱ごとに、46の取組を掲げています。

各取組については、改革の方向性並びに各年度の取組内容及び目標のほか、算出が可能な取組に限り4年間の財政効果を記載しています。

【高品質経営プログラムの取組数】

	柱	取組数
1	見える改革	18
2	生む改革	18
3	人の改革	10
	計	46

第3章 本プランの推進に当たって

第1節 しあわせ倍増事業の推進に当たって

しあわせ倍増事業は、総合振興計画の「後期基本計画」で示す各行政分野の施策を展開するための具体的な事業である、実施計画事業のうち、平成32年度までに本市が重点的に取り組む、市民一人ひとりがしあわせを実感できる都市を実現するための事業です。

そのため、しあわせ倍増事業の成果は、「後期基本計画」で示す施策にかかる成果指標の数値の動向に大きく影響を及ぼします。

そこで、本書の巻末「参考3」に、しあわせ倍増事業の成果として、特に関連する総合振興計画後期基本計画の成果指標を掲載しました。

第2節 高品質経営市役所への転換に当たって

今後4年間における行財政改革の目指すべき方向性として高品質経営市役所への転換を掲げています。高品質経営市役所への転換に当たっては、2つの側面からアプローチします。

① 市民からみた「高品質経営」市役所

新たな取組を着実に実施するとともに、市民の声を市政に着実に反映させ、市民が利用しやすいサービスを提供し、市民満足度が高い市役所

② 職員にとっての「高品質経営」市役所

職員の質が高く、行政内部の無駄が徹底的に排除された、職員にとって働きがいのある、ワーク・ライフ・バランスが確保された市役所

また、「見える改革」「生む改革」「人の改革」を3つの柱として、それぞれに目標指標を設定し、切れ目のない改革に取り組みます。

① 見える改革

	現状(平成28年度)	目標(平成32年度)
改革に対する評価	48% ※1	70%
職員に対するイメージ	59% ※2	70%

※1 平成28年度さいたま市民意識調査の設問「(市民の声を取り入れた改革や民間の力を活用した改革の事例を提示した上で、)最近の市民サービスをどう思いますか」において、「とても良くなっていると思う」「ややよくなっていると思う」と答えた市民の割合

※2 平成28年度さいたま市民意識調査の設問「最近の市職員のイメージをどう思いますか」において、「とても良くなっていると思う」「ややよくなっていると思う」と答えた市民の割合

② 生む改革

	目標(平成29年度～平成32年度)
財源創出額	560億円(うち歳入確保79億円、歳出削減481億円) ※1

※1 高品質経営プログラムの各事業(「見える改革」「人の改革」を含む)における「4年間の財政効果」の合計532億円に、時間外勤務手当削減効果額28億円を加えた額です。

③ 人の改革

	現状(平成28年度)	目標(平成32年度)
職員1人当たりの時間外勤務時間数	17.96時間/月	14.39時間/月
ワーク・ライフ・バランスの確保	70% ※1	85%
働きがい	77% ※2	85%
改革・改善風土	80% ※3	85%

※1 平成28年度さいたま市職員の働きがいや職場環境等に関するアンケートの設問「あなた自身のワーク・ライフ・バランスはとれていると思いますか」において、「思う」「少し思う」と答えた職員の割合

※2 平成28年度さいたま市職員の働きがいや職場環境等に関するアンケートの設問「現在、働きがいを感じていますか」において、「強く感じている」「少し感じている」と答えた職員の割合の2つを合わせた割合。

※3 平成28年度さいたま市職員の働きがいや職場環境等に関するアンケートの設問「あなたの職場では、現状に満足することなく、常に仕事のやり方を見直すなど改革・改善の風土があると思いますか」において、「思う」「少し思う」と答えた職員の割合

第4章 進行管理

第1節 各年度の進行管理（内部評価）

本プランの各年度における進行管理は、各しあわせ倍増事業及び高品質経営プログラムの各取組に設定した目標に対する達成状況を毎年度点検し、評価を実施の上、各事業等の進捗状況を確認します。

最終年度の平成32年度の評価に当たっては、これに加えて、各しあわせ倍増事業及び高品質経営プログラムの各取組の4年間の目標に対する達成状況についても評価を実施します。

第2節 外部評価

本プランの進行管理に当たっては、事業の進捗状況や成果を客観的に検証するため、市民や有識者等による市民評価委員会を設置し、市民等と行政が共に考えながら、市民目線による外部評価を実施します。

外部評価に当たっては、平成30年度及び平成31年度においては、前年度までの進捗状況に基づき評価を行い、平成32年度においては、平成31年度までの進捗状況及び平成32年度の進捗見込みに基づき評価を実施します。

なお、外部評価結果については、社会経済情勢の動向なども踏まえながら、本プラン或いは総合振興計画の実施計画などへ反映させていただきます。

第2編

しあわせ倍増事業

【10の倍増項目】

- 第1章 子どものしあわせ倍増
- 第2章 家族のしあわせ倍増
- 第3章 高齢者のしあわせ倍増
- 第4章 障害者のしあわせ倍増
- 第5章 医療・福祉（健幸倍増）
- 第6章 文化・芸術による豊かさ倍増
- 第7章 市民・子どもの安心安全倍増
- 第8章 自然・環境倍増
- 第9章 暮らしやすさと絆の倍増
- 第10章 中小企業対策の強化と雇用倍増

第1章 子どものしあわせ倍増

“希望（ゆめ）と絆”の教育NO.1都市を実現！

しあわせ倍増事業

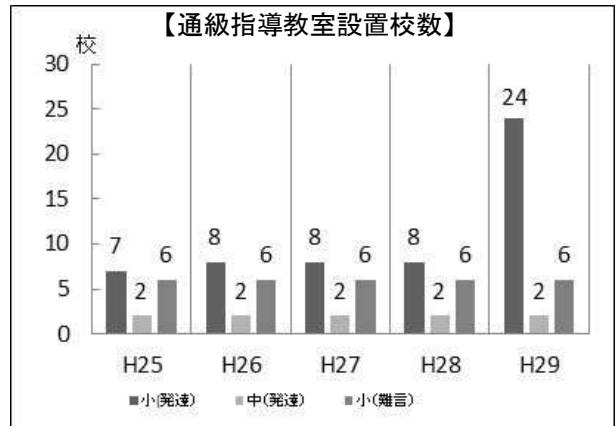
- 1-1 奨学金返済支援制度の創設
- 1-2 通級指導教室の拡充
- 1-3 特別支援学級の全校設置
- 1-4 学校のリフレッシュ計画の推進
- 1-5 学校トイレの洋式化等の推進
- 1-6 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業
- 1-7 若者自立支援ルームの拡充
- 1-8 さいたま市学習状況調査等の活用
- 1-9 アクティブ・ラーニングの推進
- 1-10 未来（みら）くる先生を活用したキャリア教育の推進
- 1-11 学校・家庭・地域が連携した食育の推進

概要（目的・目標等）

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、より身近な学校で適切な指導が受けられるよう、通級指導教室の拡充を進め、平成32年度までに、小学校（発達・情緒）18校20教室を改修し、中学校（発達・情緒）3校3教室、小学校（難聴・言語）3校9教室、特別支援学校（肢体）1校1教室を増設します。

(1) 現状と背景

- ・平成29年度、小学校の発達障害・情緒障害通級指導教室を18校20教室新設し、計24校28教室になりました。
- ・一方、中学校は現在、2校3教室ですが、今後、小学校からの継続した指導を要する生徒を含め、約40人分の教室不足が見込まれ、教室不足の解消、生徒の通学による負担を軽減するため、3校3教室程度の新設が必要です。
- ・難聴・言語障害通級指導教室は現在、6校22教室ですが、約250人の待機児童があり、待機解消及び適切な指導を継続して行うため、3校9教室程度の新設が必要です。
- ・肢体不自由通級指導教室は、肢体不自由のある児童生徒のニーズに対応するため、特別支援学校に1校1教室程度の新設が必要です。



(2) 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	小学校発達障害・情緒障害通級指導教室新設学級の教室改修	中学校発達障害・情緒障害通級指導教室の新設	中学校発達障害・情緒障害通級指導教室の新設	中学校発達障害・情緒障害通級指導教室の新設
		小学校難聴・言語障害通級指導教室の新設	小学校難聴・言語障害通級指導教室の新設	小学校難聴・言語障害通級指導教室の新設
				特別支援学校 肢体不自由通級指導教室の新設
	小・中・特別支援学校の訪問型通級指導の実施			
目標	通級指導教室の拡充			
	小学校（発達・情緒）18校20教室(改修)	中学校（発達・情緒）1校1教室 小学校（難聴・言語）1校3教室	中学校（発達・情緒）1校1教室 小学校（難聴・言語）1校3教室	中学校（発達・情緒）1校1教室 小学校（難聴・言語）1校3教室 特別支援学校（肢体）1校1教室

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

駅からの交通の便がよく通級による指導の希望が多い地域に新設します。また、通学の困難な児童生徒へ対応するため、教員の訪問による指導も併せて実施し、市民満足度を高めます。

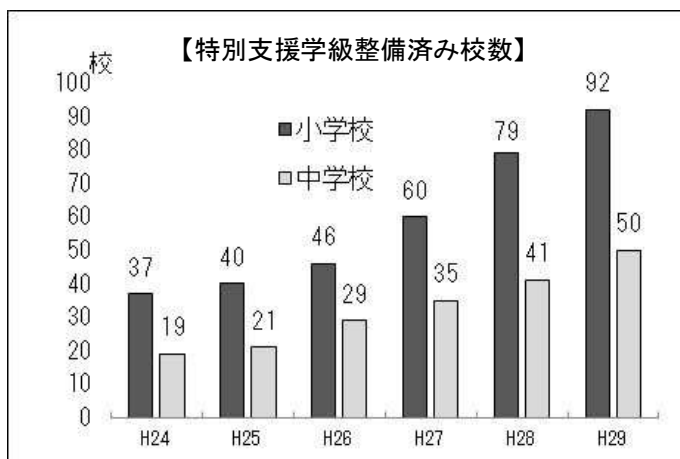
1-3 特別支援学級の全校設置

概要（目的・目標等）

障害のある児童生徒が住み慣れた地域で学ぶために、全ての市立小・中学校（浦和中学校を除く）に特別支援学級を設置できるよう整備を進め、平成32年度までの4年間の累計で、特別支援学級設置のための整備を17校実施し、整備率を100%とします。また、財政負担を軽減するため、可能な限り空き教室の活用を行います。

（1）現状と背景

- ・平成29年5月1日現在、特別支援学級は、市立小学校に92校、中学校に50校、合計142校に整備しています。
- ・したがって、特別支援学級未整備校は、市立小学校11校、中学校6校の合計17校です。
- ・多様な学びの場の充実の観点から、全ての市立小・中学校に特別支援学級設置のための教室整備を完了します。



（2）各年度の実施内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	平成30年4月設置のための教室整備 小学校…3校 中学校…1校 （計4校）	平成31年4月設置のための教室整備 小学校…2校 中学校…2校 （計4校）	平成32年4月設置のための教室整備 小学校…2校 中学校…2校 （計4校）	平成33年4月設置のための教室整備 小学校…4校 中学校…1校 （計5校）
	空き教室の活用の検討			
目標	特別支援学級の全校設置（教室の整備率） ※浦和中学校を除く			
	4校整備（91.8%）	4校整備（94.3%）	4校整備（96.9%）	5校整備（100%）

※ 各年度の実施内容は進捗状況等により見直す場合があります。

（3）市民満足度を更に高める取組

全ての市立小・中学校に、特別支援学級を設置できるよう教室整備を進めることで、障害のある児童生徒が住み慣れた地域で学ぶことができるようにし、教育環境の充実を図ります。

1-4 学校のリフレッシュ計画の推進

概要（目的・目標等）

安全・安心で持続的な教育環境を確保するため、学校施設リフレッシュ基本計画に基づき、計画的な改修・建替えを実施し、与野本町小学校複合施設の供用を開始するとともに、平成32年度に大戸小学校・尾間木小学校の改修・建替えに着手します。

(1) 現状と背景

- ・さいたま市の学校施設は、市有建築物の約50%を占めており、多くは昭和40年代から50年代に建築され、老朽化が進行しています。
- ・今後の厳しい財政状況において、校舎や体育館などの学校施設の改修・建替え等を適切なタイミングで実施し、良好な学習環境を維持することが重要な課題となっています。
- ・「さいたま市公共施設マネジメント計画・第1次アクションプラン」、「学校施設リフレッシュ基本計画」に基づき、改修・建替え等を進めておりますが、その際には、「コミュニティの核」として周辺の施設等との複合化を検討することとしており、与野本町小学校の複合化はそのモデルケースとなります。



【与野本町小学校改修イメージ】

(2) 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	【与野本町小学校の複合施設整備】	施設整備		
	実施設計	エレベーター棟設置工事		
		仮設校舎設置		
		北校舎解体工事		
			複合施設建設工事	複合施設供用開始
				既存校舎・コミュニティセンター老朽化改修工事
目標	学校施設リフレッシュ基本計画に基づいた改修・建替えを実施			
	エレベーター棟設置工事着手 (与野本町小)	北校舎解体工事着手 複合施設建設工事着手 (与野本町小)	既存校舎改修工事着手 (与野本町小)	改築工事着手(大戸小) 改修工事着手(尾間木小)

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

学校施設の改修・建替えを適切な時期に実施することで財政負担の平準化を図るとともに、より良い教育環境を確保します。

1-5 学校トイレの洋式化等の推進

概要（目的・目標等）

生活様式の変化に伴い、洋式トイレが一般的となっており、子ども達が不便を感じることはないように、トイレの老朽化に配慮しつつ、洋式トイレの整備を進め、平成32年度までに市立小・中学校のトイレ洋式化率を70.6%にします。

(1) 現状と背景

- ・家庭でも洋式トイレが一般的となっているなか、市立小・中学校のトイレ洋式化率は平成28年度末現在で50%にとどまっています。
- ・トイレ改修を積極的に実施し、洋式化率の向上を図る必要があります。
- ・学習環境を確保するため、老朽化したトイレの臭い対策を行う必要があります。



(2) 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容				
	設計・改修			
	修繕			
		臭い対策		
目標	市立小・中学校のトイレ洋式化率向上			
	55.8%	59.7%	65.4%	70.6%

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

子ども達が不便を感じることはないよう、トイレの洋式化を進めるとともに、臭い対策にも取り組むことで、学習環境の改善を図ります。

1-6

生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業

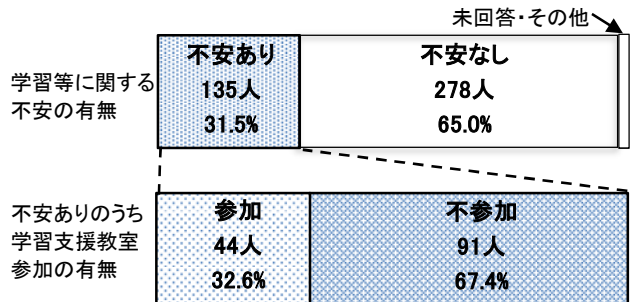
概要（目的・目標等）

生活困窮者の世代間の「貧困の連鎖」を防止するため、学習等に不安を抱えた生活保護受給世帯の中学生に対する学習支援の実施率を、平成32年度までに60%にします。

(1) 現状と背景

- 生活困窮者の世代間の「貧困の連鎖」を防止するため、世帯の状況に合わせた適切な支援が重要です。
- 平成28年度、中学生がいる生活保護世帯を対象に学習に関する調査を実施したところ、登校できない、低学力等の不安を135人が抱えていましたが、そのうち、学習支援事業による支援を受けた子どもは、44人（32.6%）に留まっています。
- このため、子どもの課題に応じた関係機関の連携による更なる支援の充実が必要となっています。

【学習等に不安を抱えた生活保護受給世帯の中学生の学習支援教室への参加状況】



※平成28年度 学習支援対象者生活状況調査(調査対象428人)

(2) 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	・生活保護受給世帯の子どもや保護者に対する支援希望等の状況調査の実施及び要支援対象者の把握 ・ケースワーカーによる事業への参加勧奨			
	・学習支援員によるアウトリーチ(教室外支援)の実施 ・状況調査の結果を踏まえ民間の力を活かした施策等支援メニューの拡充			
	学習支援教室・学校・教育委員会とのケース会議開催、支援内容や子どもの状況の相互共有等による連携方法の検討			
		学習支援教室・学校・教育委員会と連携した取組の実施		
目標	学習等に不安を抱えた生活保護受給世帯の中学生に対する学習支援の実施率			
	40%	47%	54%	60%

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

複合的な課題を抱えた世帯の子どもへの貧困の連鎖を防止し、社会的自立を促すため、教室外支援の実施や、学校及び教育相談室等との情報共有を始めとした連携など、きめ細かな支援を実施します。

担当 保健福祉局 福祉部 生活福祉課 電話:048-829-1846

担当 教育委員会事務局 学校教育部 総合教育相談室 電話:048-829-1666

1-7 若者自立支援ルームの拡充

概要（目的・目標等）

困難を有する若者が1人でも多く円滑な自立が果たせるよう、平成32年度までに年間延べ利用者数を12,000人に増やします。

(1) 現状と背景

- ・本市では、社会生活を営むうえで困難を有する若者への支援として、若者自立支援ルーム事業を運営し、より円滑な自立が果たせるよう、中間支援を行っています。
- ・平成28年度には年間延べ利用者数が8,763人となり、ほぼ受け入れ限度数に達している状況です。
- ・今後は、事業の実施場所を増やすなど、受け入れ体制の拡充を行う必要があります。



(2) 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	社会的自立に向け、個人の状態に合わせた様々な自立支援プログラムを段階的に実施			
	(仮称)第2若者自立支援ルーム事業開始に向けた取り組み 建物実施設計 → 建物建設工事 → 開設準備 → 事業開始			
目標	若者自立支援ルーム年間延べ利用者数			
	8,800人	8,800人	8,800人	12,000人

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

交通の便が良い南浦和駅周辺で(仮称)第2若者自立支援ルーム事業を開始し、多くの若者が利用しやすい環境を整えます。

1-8

さいたま市学習状況調査等の活用

概要（目的・目標等）

「全国学力・学習状況調査」において、トップレベルである本市の学力を今後も維持・向上させるため、国と市独自の学習状況調査等の結果を把握・分析し、実態に応じた指導方法の工夫改善を行い、平成32年度までに、「国語、算数（数学）の勉強は好き」と答える児童生徒の割合を80%とします。また、全国学力・学習状況調査における、同一集団の小6算数Aと中3数学Aの標準化得点（注1）の伸びを+1.3以上とします。

（1）現状と背景

- 本市では、国と市独自の学習状況調査を実施しています。本市は、平均正答率及び授業の理解度について大変良好な結果を示していますが、「国語、算数（数学）の勉強は好き」と回答した児童生徒の割合は7割を超えません。また、国の学習状況調査において、本市の小6算数Aの標準化得点は他教科と比べ多少低い傾向にあります。
- 国と市独自の学習状況調査等の結果を基に作成した「学力向上ポートフォリオ（注2）」を活用し、市立小・中学校160校が独自に、実態に応じた指導方法の工夫改善等を行い、児童生徒の「学びに向かう力」（意欲）を向上させるとともに、トップレベルである本市の学力の維持・向上を図ります。

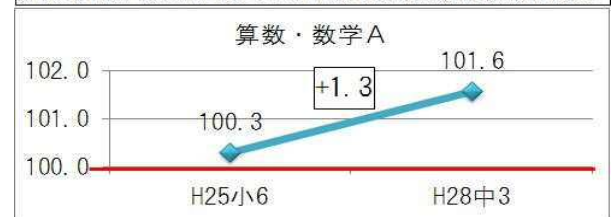
平成28年度 全国学力・学習状況調査

質問「国語、算数・数学の勉強は好きですか」（肯定的な回答をした割合）

小・国語	58.7%	小・算数	65.5%
中・国語	62.1%	中・数学	57.2%

平成28年度全国学力・学習状況調査 標準化得点の推移

○平成25年度の小学校6年生と平成28年度の中学校3年生の市全体の標準化得点の推移を表して



（2）各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	「学力向上ポートフォリオ」(学校用・児童生徒用)の作成・活用 ※学校は、学習状況調査から明らかになった課題や学力向上策等をポートフォリオに記録し、指導方法の工夫改善を行います。児童生徒は、ポートフォリオに示された調査結果を基に、学習を振り返ることができます。			
	「学力向上カウンセリング学校訪問」の実施 ※学習状況調査から明らかになった各学校の成果や課題について指導・助言を行います。			
	「よい授業」の因子に基づく授業改善 ※学力を付ける「よい授業」4つの因子に基づき、授業の工夫改善を進め、「学びに向かう力」の向上を図ります。			
	「学びの向上クイックリポート」の動画配信サイトへの配信 ※学習状況調査に関する情報を解説を付けてインターネット上に配信することで、児童生徒や家庭等が、問題の傾向や特徴的な問題の解説を参考に、課題克服に取り組むことができます。			
	「課題克服応援シート」・「基礎学力定着プログラム」の作成・活用 ※学習状況調査から明らかになった本市の児童生徒の課題の解決や、児童生徒に身に付けさせたい基礎的・基本的事項の定着を図るためのワークシートを作成し、インターネット上で公開することで、家庭学習等で活用することができます。			
目標	①全国学力・学習状況調査における、「国語、算数（数学）の勉強は好き」という質問に、肯定的な回答をする児童生徒の割合 ②全国学力・学習状況調査における、同一集団の小6算数Aと中3数学Aの標準化得点の伸び			
	①小国63%・小算69% 中国65%・中数63% ②+1.3以上 (H26小6→H29中3)	①小国69%・小算73% 中国70%・中数69% ②+1.3以上 (H27小6→H30中3)	①小国75%・小算76% 中国75%・中数75% ②+1.3以上 (H28小6→H31中3)	①小国80%・小算80% 中国80%・中数80% ②+1.3以上 (H29小6→H32中3)

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

（3）市民満足度を更に高める取組

さいたま市学習状況調査等の結果から、児童生徒の励みとなる児童生徒用ポートフォリオや、保護者との協働を呼びかけるリーフレットを配付することにより、児童生徒の「学びに向かう力」を向上させることで、市民満足度を高めます。

（注1）全国の平均正答率が100となるように標準化した得点。

（注2）学習状況調査等の結果を分析し、学校毎の課題等や児童生徒毎の正答率等を記録したもの。

1-9 アクティブ・ラーニングの推進

概要（目的・目標等）

子どもたちが学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付けられるよう、「主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)の視点からの授業改善」を図り、確かな学力を育成します。平成32年度までに、達成状況調査(注)による、「よい授業」の達成状況を90%とします。

(1) 現状と背景

- ・新学習指導要領(平成29年告示)が目指す基本的な方向性の一つに「主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)の視点からの学習過程の改善」が示されています。
- ・急激な情報化、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会や職業の在り方そのものも大きく変化しています。そうした厳しい挑戦の時代を生き抜く力を身に付けるためには、学校教育における質の高い学びを実現し、子どもたちが学習内容を深く理解し、資質・能力(①知識・技能、②思考力・判断力・表現力等、③学びに向かう力・人間性等)を身に付け、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようにすることが大切です。

＜本市における「アクティブ・ラーニング」＞

各教科等で身に付けさせたい資質・能力を育むための授業改善の視点

「主体的な学び」

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる学び

「対話的な学び」

子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める学び

「深い学び」

習得・活用・探究という学びの過程の中で、「見方・考え方」を働かせながら、より深く理解したり、考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、創造したりすることに向かう学び

(2) 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容				
	「アクティブ・ラーニング」型授業研究会(仮称)の設立準備	12年間の学びの連続性を意識した、さいたま市「アクティブ・ラーニング」型授業研究会(仮称)の実施		
		大学等との共同研究の実施		
		大学等との共同研究を踏まえた、教育フォーラムの開催(年1回)		
	「アクティブ・ラーニング」を実現する授業の実践及び達成状況調査の実施、授業の改善			
目標	達成状況調査による、「よい授業」の達成状況			
	75%	80%	85%	90%

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

「主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)の視点からの授業改善」により、知識・技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力・人間性等を育成します。

(注) 学力を付ける「よい授業」に必要な要素について児童生徒にアンケート調査を実施し、「よい授業」の達成状況を測るもの。

担当 教育委員会事務局 学校教育部 指導1課 048-829-1659 高校教育課 048-829-1671

1-10 未来(みら)くる先生を活用したキャリア教育の推進

概要（目的・目標等）

子どもたちの好奇心や感動する心などをはぐくむとともに、市への愛着を深めさせたり、キャリア教育の一環として、望ましい勤労観や職業観を育成するために、全ての市立学校に未来(みら)くる先生を派遣し、平成32年度までに、授業振り返りアンケートによる、「将来の夢や自分の役割について考え、それを実現させるためには努力が必要」だと感じた児童生徒の割合を90%とします。

(1) 現状と背景

- 様々な学力調査などによると、我が国の子どもたちは学習意欲に課題があり、自らの将来に不安があるなどの結果が出ていることから、夢をもたせ、意欲をもって学習に取り組めるようにすることが求められています。また、近年、地域における人間関係の希薄化が進んでおり、子どもたちが地域への誇りと愛着をもつことも望まれています。
- 本市では、「知」「徳」「体」「コミュニケーション」のバランスのとれた子どもをはぐくむことを基本理念とした「さいたま市学校教育ビジョン」に基づく教育を推進してまいりました。本ビジョンでは、「ゆめをもち、未来を切り拓く、さいたま市の子ども」を目指す子ども像とし、「将来になりたい職業を見つけられる子ども」を具体的な子どもの姿の一つとして挙げています。平成30年度からは高等学校にも未来(みら)くる先生を派遣し、さらにキャリア教育の推進を図ります。



【未来(みら)くる先生による授業風景】

(2) 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	全ての市立幼稚園・小・中・特別支援学校に未来(みら)くる先生を派遣	全ての市立小・中・高等・特別支援学校に未来(みら)くる先生を派遣 ※平成30年度から新たに高等学校に派遣		
	将来に夢や希望を持つという授業目的を果たすための、マニュアルの作成	マニュアルを活用した、未来(みら)くる先生派遣事業の実施		
	民間企業・大学との連携を行うとともに、オリンピック・パラリンピックにゆかりのある講師の充実を図る			
目標	授業振り返りアンケートによる、「将来の夢や自分の役割について考え、それを実現させるためには努力が必要」だと感じた児童生徒の割合			
	マニュアルの作成	80%	85%	90%

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

学校のニーズに合わせた講師リストの充実を図るとともに、マニュアルを活用した、未来(みら)くる先生派遣事業の実施により、望ましい勤労観や職業観を育みます。

担当 教育委員会事務局 学校教育部 指導1課 電話:048-829-1660

概要（目的・目標等）

学校における食育を推進するとともに地域の方との交流を深めるため、平成30年度以降、「地域の方を招いた学校給食」（児童と地域の方との会食）を全ての市立小学校で実施し、平成32年度には、全校で年間3回以上実施します。

(1) 現状と背景

- ・市内で活躍しているシェフに給食献立の提案及び調理をお願いする「地元シェフによる学校給食」は、平成21年度から取組を開始し、28年度までに、小・中・特別支援学校125校で実施しました。
- ・学校教育ファームを全ての市立小・中・特別支援学校で実施しています。
- ・学校給食において、児童と地域の方（学校評議員、防犯ボランティア等）と会食した小学校が平成28年度は36校ありました。



【地域の方を招いた学校給食】

(2) 各年度取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容				
	「地元シェフによる学校給食」の実施 (20校実施)	(30校実施)	(40校実施)	(60校実施)
		協力いただくシェフの拡充と実施校数の拡大		
	「学校教育ファーム」の実施			
目標	「地域の方を招いた学校給食」（児童と地域の方との会食）の実施校数（市立小学校）			
	50校	全校実施	全校実施 ※全校で年間2回以上実施	全校実施 ※全校で年間3回以上実施

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

「地域の方を招いた学校給食」（児童と地域の方との会食）を全小学校で実施し、児童と地域の方々が交流する機会を増やすことで、学校における食育の推進を図るとともに、児童生徒の地域への愛着を深めます。